

連邦会社トランスパレンシー法とニューヨーク州法のアウトライン

2020年反マネーロンダリング法に基づき、連邦会社トランスパレンシー法（「CTA」）が制定されました。米国財務省の一部門である連邦犯罪執行ネットワーク（「FinCEN」）はこの法律を施行するためのルールを発表し、これは2024年1月1日付けで施行されます。CTA およびその施行時のルールは該当する企業に対し、そのオーナーシップに関する情報（「BOI」）を FinCEN に報告することを義務付けています。連邦機関は財務取引に関する情報を集めて、マネー・ロンダリングやテロリストに対しての資金流出に関して米国法が適用されるようにします。

下記は CTA および FinCEN ルールが米国にある組織に対してどのように適用されるかについてのまとめです。

1. BOI を報告する義務がある組織は「レポート会社」と呼ばれます。2024年1月1日において存在する組織は2025年1月1日までに最初のレポートを提出しなければなりません。2024年に新たに設立された組織で「レポート会社」の定義に当てはまる組織については、組織が設立されたとの通知を受け、または登記が効力を発してから90日以内に最初のレポートを提出しなければなりません。そして2025年1月1日以降に設立された会社は設立から30日以内に最初のレポートを提出しなければなりません。
2. レポート会社の定義は下記の通りです
 - a. あらゆる**米国国内法人**（株式会社、LLC、パートナーシップ等）で、会社設立書（Articles of Incorporation, Articles of Formation など）を全米50州のどこかの州政府で設立した法人（例：ニューヨークの Secretary of State で設立された会社など）。
 - b. あらゆる**外国法人**（他の国の法律に基づいて設立された組織）で、全米50州のどこか、または複数の州で外国法人としてビジネスを行うための登録をしている法人。
3. **例外となる法人**. CTA およびその施行ルールは BOI レポートの提出義務から除外される法人を定めています。CTA 法に基づくレポート提出の義務の無い会社は以下のものです。

- a. ビジネス活動が活発な企業は除外対象となります。下記3つの要件がビジネス活動が活発であるとされる定義です。
- i. 米国において20人以上のフルタイム従業員（＝週に30時間以上働いている従業員）がいる企業、且つ
 - ii. 米国に本物のオフィスを構える企業、且つ
 - iii. 前税務申告年に最低\$5.0百万ドル（返品・引当金などのネット控除後）の売り上げのあった企業

この除外措置はこの3点のうち1点でも満たさない会社については適用されないことにはご注意ください。従って例えばある会社の米国での従業員が20人以下である会社であれば、たとえ売り上げが\$5.0百万を超えていても、除外事項を満たしたことはありません。同様に米国に21人以上のフルタイム従業員がいても、売り上げが\$5.0百万以下であれば、申告義務を除外されません。最後に、もしもある会社が上記のうち2つの条件を満たしていても、米国にオフィスがなければ、BOI申告義務は除外されません。

- b. 公開企業および公開企業の直接・間接の子会社は申告義務を除外されます。
- c. 州や連邦政府（含む FinCEN）からライセンスを受ける銀行と銀行関係の法人（駐在員事務所や銀行持ち株会社）は申告義務を除外されます。
- d. 現金・証券などを取扱う会社（つまり政府機関からライセンスを受けて営業している会社）は申告義務を除外されます。
- e. IRS から IRC コード第 501(c)に基づいて認められたノン・プロフィット法人も申告義務を除外されます。
- f. 活動が無い法人（ペーパー会社）の申告義務を除外されますが。その定義は下記の通りです。
- i. 2024年1月1日から遡ること1年以上前（つまり2023年1月1日以前）に設立された法人で、
 - ii. ビジネス活動を全く行っておらず、
 - iii. AND 外国人（つまり米国人またはグリーンカード所有者でない人）により所有されておらず
 - iv. （他法人の株式を含む）資産を保有しておらず、且つ

- v. 過去 12 か月の間、所有権が移動しておらず、または社外との間で \$1,000 以上の資金のやり取りが無い法人。

この除外措置の適用は資産を隠したり違法行為を行うために設立されたものではないペーパー会社に限定されます。

- 4. **BOIはどこに報告するのか** BOIレポートの提出義務のある法人は、このレポートをオンライン上で、またはフォームをダウンロードして送付することで提出することができます。
 - a. [BOI E-FILING \(fincen.gov\)](https://www.fincen.gov). ←オンラインのリンクはこちらです。
 - b. BOIは [BOI E-FILING \(fincen.gov\)](https://www.fincen.gov). のリンクから PDF フォーマットを使って作成することもできます。

親会社の子会社達のをまとめて1つのレポートを提出することは認められていません。各会社が自分のBOIレポートを提出する義務があります。

5. **BOIレポートの内容.**

- a. レポート会社は以下を報告しなければなりません。
 - 1. 法人の正式名称
 - 2. 事業のために使うあらゆる社名（ビジネスに正式名称でない社名を使う場合）
 - 3. 現在の住所（私書箱の住所はだめ）
 - 4. レポート法人が設立された州または外国管轄国・地域名
 - 5. 外国法人の場合、同法人が最初に設立された国名
 - 6. 米国国税庁（IRS）の納税者番号（TIN）（これには雇用者番号（EIN）が含まれる）、または TIN が発行されていない外国法人であれば、外国管轄部署から発行された納税者番号およびそれを発行した管轄国・地域名
- b. レポート会社の利益の受益者であるあらゆる個人（利益の受益者とは、直接・間接的に法人のコントロールをする個人（社長、CEO 等々）または最低 25%以上の所有権を持つ個人。この「コントロール」については別途定義があります）。
 - 1. 個人の法律上のフルネーム
 - 2. 個人の生年月日
 - 3. 個人の自宅の住所
 - 4. 管轄国・地方から発行される個人識別番号で以下のもの
 - a. 米国政府から発行された期限の切れていないパスポート

- b. 米国の州または地方政府により発行された個人識別のための期限の切れていない書類
 - c. 米国の州により個人に対して発行された期限の切れていない運転免許書
 - d. もしも個人が上記(a)(b)(c)(d)の書類を持たない場合には、外国から個人に対して発行された期限の切れていないパスポート
5. 書類の判読できるコピー（パスポートの場合には個人のデータの入っているページのコピー）
6. **FinCen による BOI レポートの保管** FinCEN はあらゆる法人に関する BOI レポートを、その法人が存在しなくなって以降 5 年間の間、保管する権限があります。
7. **第三者** 弁護士・会計士・会社資料提出専門業者などは、レポート会社からの承認があれば法人を代理してレポートを提出することができます。
8. **レポート会社の情報変更（提出義務除外条項が該当するようになった、または以前は該当していたが、以降該当しなくなった法人、またはエラーの修正）**
BOI を提出した会社は、もしも情報が変更になったり、過去に提出した情報が不正確であったことが発覚した場合には、それを変更しなければなりません。もしも BOI レポートを提出した法人がレポート除外となる場合（例：フルタイム従業員の数が 20 人を超えた場合）、新たにレポート除外となったことを報告しなければなりません。逆に従業員が 21 人以下になった会社も、他の情報に加え、これを報告しなければなりません。
9. **暫定期間**もしも変更の必要が生じた場合には、それが発覚して 30 日以内に変更すれば、レポート会社に対する罰則はありません。
10. **レポートしなかった場合の罰則**. BOI を報告しなかった場合には一日当たり \$500 で、上限は \$10,000 の民事上の罰金、または 2 年を超えない懲役、またはその両方となります。FinCen が実際に罰金を科した場合のみ、レポートを期限内に提出しなかったことにより、どれ程の罰則が科されるものかを知ることになると思います。
11. **承認無く BOI 情報を入力・使用した場合の罰則**. BOI の情報を（あらゆる手段で）許可なく入力・使用した場合の罰則は厳しいものです。罰則は一日当たり \$500、上限 \$250,000 の罰金および 5 年を超えない懲役、もしくはその両方となります。

BOIレポートは FinCEN が反マネー・ロンダリング法や他の財務的犯罪行為を禁じる法律の執行にのみ使われます。したがってBOIレポートの不正使用に対する罰則は厳しいものです。